

子供・若者育成支援推進大綱（案）に対する意見募集の結果について

令和3年4月6日

内閣府

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づく、子供・若者育成支援推進大綱(案)について、令和3年3月6日(土)から3月15日(月)まで、国民の皆様から広く意見を募集し、延べ1,184件の御意見をいただきました。その概要を取りまとめましたので、公表いたします。

1 経緯

子ども・若者育成支援推進法に基づき、新たな子供・若者育成支援推進大綱を策定するに当たり、昨年12月の有識者会議（子供・若者育成支援推進のための有識者会議）報告書等を踏まえて案を作成し、国民の皆様から広く意見をお聞きすることとしたものです。

2 結果

お寄せいただきました御意見の概要は、別紙のとおりです。
(取りまとめの都合上、適宜整理・集約等を行っております。)

御意見をお寄せいただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

いただきました御意見につきましては、検討・調整の上、大綱に反映させたほか、今後の施策の検討・実施等に際し、参考にさせていただきます。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年企画担当

TEL：03-5253-2111（代表）

子供・若者育成支援推進大綱（案）に対する意見募集の結果

- 募集内容：子供・若者育成支援推進大綱（案）に対する御意見
- 募集期間：令和3年3月6日（土）～3月15日（月）までの10日間
- お寄せいただいた御意見：延べ1,184件
- お寄せいただいた御意見の概要：下記のとおり

1. 子供・若者を取り巻く状況の認識

- ・将来を担う子供・若者を大切にすることが今後の日本の発展に不可欠。
- ・子供・若者の政策形成への参画、意見表明の促進について明記すべき。
- ・孤独・孤立を防ぐだけでなく、子供たちを幸福にしていくという前向きな方向性を示すべき。
- ・家計の差で教育に差が出る。
- ・「子供・若者の人権・権利についての理解を深め」が「子供・若者自身による理解」も含むことを明記してほしい。
- ・ヤングケアラーを18歳未満の者と定義しているが、18歳以上の若者ケアラーにも目を向けてほしい。
- ・「インターネットの利用時間が増加し、低年齢化も進んでいる」と問題視しているが、社会がデジタル化していく中でそのような傾向が出てくることは当然。
- ・「ネット依存・ゲーム依存など、インターネット利用による弊害も深刻になっている」とあるが、インターネットは媒体であって使い方が悪いのではないか。

2. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・「早寝早起き朝ごはん運動」について、体質は人それぞれであり、配慮してほしい。
- ・発達障害等の口内感覚過敏や味覚異常等に配慮した上で、食育をしてほしい。
- ・読書活動の推進にはオーディオブックも含めた電子書籍を含めるべき。
- ・「体力の向上」について、そもそも「楽しい」と思えるポイントを拡充する方が先。
- ・少人数学級の取組について更に進めてほしい。
- ・子供一人一人にあった教育が受けられる環境を作るために、学校への少人数制の導入を希望する。教育方法も効率良くできるものはしていき、アクティブラーニングなど、新しい方法を導入してほしい。
- ・義務教育中の加害児童による学級崩壊について、もっと厳罰を科してほしい。
- ・身だしなみより、いじめに対する罰則や校則を強化してほしい。
- ・国が指針を掲げ、コロナ禍でも子供・若者に成長の機会を与えてほしい
- ・遠隔学習の充実や、別室登校でも学習が遅れないための支援の充実を切に望みます。
- ・全国の大学で、教授や職員向けにオンライン授業のやり方を詳しく説明する研修会な

どを開いてほしい。

- ・大学の対面授業を再開してほしい。
- ・大学と大学生に金銭的支援及び通学が可能になるような働きかけを希望する。
- ・大学の学費や施設維持費等の返納を検討してほしい。
- ・高校、大学の学費無償化について検討してほしい。
- ・コロナにかかわらず、オンライン主体の学習体制の維持を求める。
- ・日本ではまだ生理について社会的に認知されていないように感じる。
- ・今一度、月経についての周知をすべき。
- ・性教育について、正しく学べるように充実してほしい。
- ・インターネットの利用については、単に「一般論的な道徳」ではなく、あくまで法令に関する基礎的な教育をなるべく具体的に実施するべきである。
- ・リボ払いの怖さを学校で教えてほしい。
- ・労働者の権利について、一般の若者は法律的な認識が不十分であり、実際に知識を活用することが難しい。具体的な教育方針を示すべき。
- ・法令によって様々な権利が保護され、また行政等の色々な手続が行えることについて、子供の頃から教えていくべき。
- ・企業が年功序列以外の評価制度を取り入れることを推進する取組を検討すべき。
- ・コロナ禍で仕事を失う人等が存在する中、官公庁に限らず仕事が集中しているところへ仕事を失った人を集められるようにしてほしい。

3. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・学校をやめたり、体調不良で療養したりしただけで社会から孤立させられる。その人たちに救いの手を差し伸べてほしい。
- ・孤独・孤立の防止という抽象論より、ひきこもりや不登校の防止など、具体論の方が重要。
- ・中学生の段階で不登校になるなど学習の機会を不当に奪われてしまった子どもたちにも、基礎的な授業を受けさせる義務が大人にはあると思う。
- ・多様性を認めるフリースクールなど、学校教育以外の選択肢の拡充・支援が必要。
- ・精神疾患が原因で、社会のルールから外れた人が復帰しやすい体制を作ってほしい。
- ・手話を言語とする全ての難聴児のための環境や制度を希望する。
- ・高等学校にも支援学級を作ってほしい。
- ・コロナ禍で女性や若い人が特に困窮し自殺率が上がっていることなどについても早急に対策を講じるべき
- ・若者ケアラーへの支援も必要。
- ・親の離婚によって子どもの健全な成長が妨げられないような制度の検討が必要。
- ・ジェンダーレスの人間を国として受け入れてほしい。
- ・大学やそれ以前の高校に通うためにかかる金銭的な負担をもっと少なくしてほしい。

- ・奨学金の返済猶予もしくは返済不要の奨学金の創設をしてほしい。
- ・虐待を経験した子供へのケアの充実を求めます。
- ・虐待してしまう親の側も「若者」であり、加害者への支援という観点も必要。
- ・いわゆる毒親と呼ばれる家庭で育った子供に対し、NPO 団体などが親に代わって許可を出せるようにし、必要であれば生活保護を支給するなどの支援策がほしい。
- ・外国人労働者を受け入れる前にその家族を守る基盤を整えてほしい。
- ・ブラック企業を何とかしてほしい。
- ・賃金を上げるなど、経済的支援を充実してほしい。
- ・(コロナ禍での) 給付金を再度支給してほしい。
- ・コロナ禍で生活に困った若者へ給付金や教育の機会の提供を行ってほしい。
- ・生理用品を買えない女性への支援、生理用品を入手しやすくなるような支援が必要。
- ・生理用品にも軽減税率の適用を
- ・ピル・アフターピルをより安く、より多くの場所で購入できるようにしてほしい。

4 . 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・英語を早期に学ばせるよりも、母語の土台をきちんと固めることの方が先決。
- ・留学などがしやすいように入学期の変更、評価制度の国際化をしてほしい。
- ・高尚な芸術だけでなく、漫画作品やコスプレ・同人誌なども含め幅広く創作活動への環境整備を求める。
- ・文化芸術活動に対する支援策の実施やその広報に力を入れてほしい。
- ・「起業支援」について、資金周りの苦労は若年層に限った話ではない為、年代問わず拡充していく事が重要。
- ・博士号取得者が研究・教育以外の職に就くことがコロナ禍により今後さらに困難になることが予想される。政府のより一層の取り組みを望む。
- ・企業にも修士・博士課程卒業者の採用を促すことがイノベーションにとって重要。

5 . 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・ネット依存、ゲーム依存については、エビデンスが十分確立していない。そのような中、特定のプログラムを予防策として明記すべきではない。
- ・ネット依存、ゲーム依存より深刻なギャンブル依存については何もしないのか。
- ・ネット依存等への対策について、一定の効果が認められたものについては国が積極的に進めるべき。
- ・フィルタリングの性能向上やペアレンタルコントロールの推進が挙げられているが、外部のコントロールだけで防ぎきることは出来ないため、本人への情報セキュリティ教育を実施する事を推奨する。
- ・インターネット利用に関しては規制をするよりも、正しく活用するためのネットリテラシー、情報リテラシー教育を推進することが重要。
- ・子供だけでなく大人へのリテラシー支援も併せて行い、正しく子供のインターネット

<p>利用と向き合うことのできる状況を構築することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市や県ではなく国が小中高生の登下校時のスクールバスの導入を決めてほしい。 ・日本国や社会の担い手であるはずの子供・若者に、まず国内問題への関心を高めるようにすべき。 ・サードプレイスを作ることは非常に重要である。できれば公共だけでなく民間にもあると、支援がシームレスに行われると考える。 ・パトカーによる巡回を増やしてほしい。 ・保育環境、地域の保育サポート環境を充実させてほしい。 ・保育園は全入にし、保育園、幼稚園への補助金を増額してほしい。 ・学童の環境改善を希望する。 ・将来子供を産みたいと思える支援を。 ・週休3日制の導入や時間外労働の削減、各種休暇の取得推進など労働環境の改善の呼びかけが必要。 ・子育て用品について、消費税率の引下げ、非課税化を希望する。 ・性犯罪をした教師は二度と教壇に立てないようにするなど、性犯罪の防止と厳罰化を希望する。 ・育児休暇の延長、育児休暇中の金銭的支援について検討してほしい。
<p>6．子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの育成のため、学校の先生が教える事に集中できるよう、授業以外の業務は外注できる予算をつけてほしい。 ・教職員の労働環境の改善が必要である。 ・教職員については社会人経験者を積極的に採用してほしい。 ・学校の福祉的な面を伸ばしていくために、教職員の意識改善を促してほしい。 ・保育士の給与アップをしてほしい。 ・保育園の保育補助や小学校での学習支援員等の職を全国統一で定めてほしい。 ・スクールソーシャルワーカー活用について、雇用条件の改善、質の担保を求める。 ・何でも民生委員やボランティアに責任を押し付けるのは無責任。
<p>7．その他</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの実施期間をもっととってほしい。 ・インデックスボードの作成には慎重を期すべきである。生育状況を指標化することによって、かえって親の不安感を増幅させることのないようにすべきである。 ・数値目標がなく検証ができない形になっているので、改善が必要。 ・消費税が10%になったにもかかわらず、子供達に還元があったと感じられない。 ・年金ほか各種税金が高すぎる。 ・男女の平等な社会参画のために、選択的夫婦別姓を認めてほしい。 ・本文の中で、「緊密な連携を図り、」などの言葉があるが、ただの情報共有ではなく柔

軟な対応が行われることを希望する。

- ・行政の支援策について、より簡単に、分かりやすく説明を行ってほしい。
- ・あれもこれもやらなきゃということで、全般的に薄い感じがする。ポイントを絞って、「尖った」施策を打ち出してほしい。

○ 御意見を踏まえて大綱に反映した主な事項（p 番号は、大綱本文の該当ページ）

- ・子供・若者の政策形成過程への参画、意見表明の促進について、「子供・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進する」(p1)、「子供・若者の意見表明の機会の確保、政策形成過程への参画を促進する」(p4)、「その形成過程において」(p19)との記述を追加しました。
- ・子供たちの幸福について、Well-being に関する項目を設けるとともに (p2) 記述を追加しました (p12, 15, 17)。
- ・家計の差による教育の差について、格差に関する項目を設けました (p3)。
- ・子供・若者の人権・権利の保障について、「当事者である子供・若者を含めて」理解を深める、との記述に改めました (p4)。
- ・介護を担う若者は 18 歳未満に限られないことを踏まえ、「介護者（ヤングケアラー等）」記述を改めました (p5)。
- ・月経に係る理解について、「月経に関する知識等も含め」(p22)、「月経に関する指導を児童生徒の実態に応じて行うとともに」(p32)との記述を追加しました。
- ・性に関する教育について、「性感染症の予防方法や避妊方法等を含めた性に関する教育等」との記述を追加しました (p22)。
- ・労働者の権利保護について、労働関係法令等に関する知識を「適切に活用できるようにする」との記述を追加しました (p24)。
- ・ひきこもりへの対応について、「市町村におけるひきこもり支援体制の構築に向けて、ひきこもり相談窓口の明確化及び周知、地域における支援対象者の実態やニーズの把握、関係機関による市町村プラットフォームの設置を進め、アウトリーチを含めた相談支援や当事者個々に適した居場所づくりを進める。加えて、多様な関係機関の連携による寄り添った支援が実施されるよう、ひきこもり支援に従事する者の養成を進める。」との記述を追加しました (p27)。
- ・不登校への対応について、「不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備、アウトリーチ型支援の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化、不登校特例校の設置促進、公と民との連携による施設の設置・運営等教育委員会・学校と多様な教育機会を提供しているフリースクール等の民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実、自宅等

での ICT の活用等多様な教育機会の確保等、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講ずる。」との記述を追加しました（p27、28）。

- ・親の離婚によって子供の成長が妨げられないようにすることについて、「父母の離婚等に伴う問題への対応等」との項目を設け、記述を追加しました（p34）。
- ・生理用品の入手について、「学校で生理用品を必要とする児童生徒への対応がなされるよう教育委員会等に対し促す」との記述を追加しました（p32）。
- ・依存症等について、ネット依存、ゲーム依存に係る記述を削除するとともに（p9、43）、「アルコール、薬物、ギャンブル等の各種依存症等の理解を深めるための啓発講座等の開催、啓発資料の作成・配布等を行う」との記述を追加しました（p43）。
- ・性犯罪の防止等について、「第5次男女共同参画基本計画」を引用する形で記述を追加しました（p36）。